平成２３年（フ）第２７０７号
大阪府豊中市蛍池中町２丁目３番１―517号
破産者　浦川義之助
1　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
2　一般調査期日　平成23年10月24日午後３時30分
平成23年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６５０号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目４番７号
破産者　二村　豊
1　破産債権の届出期間　平成23年９月27日まで
2　一般調査期日　平成23年10月31日午後３時30分
平成23年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８５号
岡山市南区浦安西町147番地16
破産者　米田　高士
1　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
2　一般調査期日　平成23年11月９日午後４時
平成23年８月17日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第２００号
大阪市西淀川区歌島３丁目３番16号
破産者　ノムラ精密電子株式会社
1　期日　平成23年９月28日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２７３号
宮崎県延岡市石田町4165番地、開始決定時の住所宮崎県延岡市石田町4430番地11
破産者　山田　光男
異議申述期間　平成23年10月17日まで
平成23年８月17日　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０５６号
東京都渋谷区西原３丁目37番14号
清算株式会社　クレディイムーブル株式会社
代表清算人　小川　隆
1　決定年月日　平成23年８月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３６号
札幌市東区北37条東22丁目９番６号
清算株式会社　札幌パークエンジニアリング株式会社
代表清算人　佐藤　猛
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（ヒ）第２号
愛知県知立市西町亀池37番地
清算株式会社　亀池管理株式会社
1　決定年月日　平成23年８月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第６号
長野県塩尻市大字広丘野村1713番地４
清算株式会社　株式会社ＳＲＭ
代表清算人　山内　道生
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて比例按分してこれを弁済する。
尚、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。
2　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込む方法により実施するものとし、振込手数料は、配当金の中からこれを控除する。
3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の各協定債権額に応じて比例按分してこれを弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別紙省略）
長野地方裁判所松本支部

再生手続開始

平成２３年（再）第１０号
福岡市博多区山王１丁目14番８号
再生債務者　株式会社ニシヤマ
代表者代表取締役　太田　完士
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月22日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月27日から平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第４３号
新潟市西蒲区[illegible]347番地23
再生債務者　水野公司郎
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月12日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月26日から平成23年10月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第３８号
兵庫県明石市野々上３丁目12番地の１　リベール西明石Ⅱ705号
再生債務者　坂本　昌治
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月５日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月20日から平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２３年（再イ）第１４５号
愛知県東海市名和町船津８番地の１
再生債務者　髙井　勝也
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月13日から平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１８６号
名古屋市中川区下之一色町字宮分73番地の１
再生債務者　丹羽　弘一
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月13日から平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１９６号
名古屋市中川区西日置１丁目９番１号　サンコート西日置501号
再生債務者　清家　謙司
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月13日から平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２１号
愛知県稲沢市下津片町22番地
再生債務者　田中　伸一
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月13日から平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部